限定承認公告

本籍東京都渋谷区神宮前一丁目三番地、最後の住所東京都福生市志茂二〇九番地一応援家族福生三〇八号室　被相続人　亡　脇田　進

右被相続人は平成二十四年十一月二日死亡し、その相続人は平成二十五年二月十二日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十二日

愛知県名古屋市名東区一社一丁目一一一番地　マイシャトー一社二〇二号

相続財産管理人　脇田　泰子

限定承認公告

本籍神戸市東灘区魚崎南町六丁目一二番、最後の住所神戸市中央区二宮町四丁目二番三―四〇三号　被相続人　亡　正宗　守

右被相続人は平成二十四年五月一日死亡し、その相続人は平成二十四年九月四日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十二日

大阪市平野区瓜破東二丁目五番四一号カーサビアンカ三〇三

相続財産管理人　谷山　治華

限定承認公告

本籍福岡県久留米市西町一二二七番地、最後の住所福岡県久留米市津福今町三一六　被相続人　亡　今村ミサヲ

右被相続人は平成二十四年十一月十一日死亡し、その相続人は平成二十五年二月十三日福岡家庭裁判所久留米支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十二日

福岡県春日市小倉五丁目四三番地一エスコート小倉ⅡB二〇二

限定承認者　宮園　幸子

金融商品取引業に係る吸収分割の公告

当社は、吸収分割により新生プリンシパルインベストメンツ株式会社（住所　東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号）に対して当社の貸金業の事業並びに株式会社新生銀行が行う債権買取事業に関連する法人の株式及び持分を所有及び管理する事業を除く一切の事業の権利義務を承継させることといたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十五年四月一日です。

平成二十五年二月二十二日

東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号

新生銀ファイナンス株式会社

代表取締役　舛井　正俊

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億二百八十万円（ただし、A号優先資本金につき金三億二百八十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十四年四月十三日付官報の号外第八十七号八十頁に掲載されています。

ただし、当社は平成二十四年九月十日付でロジスティクス28特定目的会社から商号を変更し、平成二十四年十一月二十六日付で東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号から本店を移転しています。

平成二十五年二月二十二日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

橋本プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を十一億円減少し五億七千百万円として、発行済優先出資総口数三万三千四百二十口を一口に対して金五万円をもって一万一千四百二十口に有償消却することとしました。

消却する優先出資の口数は二万二千口、消却の方法は強制有償消却とし、消却に要する額は、十一億円です。効力発生日は平成二十五年三月二十六日であり、臨時社員総会の決議は平成二十五年二月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年四月十六日

掲載頁　五十六頁（号外第八十八号）

平成二十五年二月二十二日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京共同会計事務所

特定目的会社府中片町インベストメント

取締役　荒川　真司

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は優先資本金の額を十一億円減少し五億七千百万円として、発行済優先出資総口数三万三千四百二十口を一口に対して金五万円をもって一万一千四百二十口に有償消却することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年三月二十六日までに当社にご提出ください。なお、期日までに提出されない優先出資証券は無効となります。

平成二十五年二月二十二日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京共同会計事務所内

特定目的会社府中片町インベストメント

取締役　荒川　真司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億八千万円減少し二十四億二千百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年三月二十五日であり、社員総会の決議は平成二十五年二月七日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年三月二十九日

掲載頁　一五〇頁（号外第七十二号）

平成二十五年二月二十二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

特定目的会社小樽Ｒ２

取締役　大村　圭一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を一億八千百万円とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年三月二十六日までに当社にご提出ください。

平成二十五年二月二十二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

特定目的会社小樽Ｒ２

取締役　大村　圭一

訂正公告

平成二十四年六月十八日（号外第一三一号）掲載の第二十五期決算公告（枠組）中、「北海道小樽市稲穂１丁目８番地17号」とあるは「北海道小樽市稲穂１丁目８番17号」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年二月二十二日

北海道小樽市稲穂一丁目八番一七号

株式会社ベクエム

代表取締役　吉田　茂樹

訂正公告

平成二十五年二月一日（号外第二十号）掲載の株式会社イワイに係る宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、⑤営業保証金の額「500万円」とあるは「1000万円」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年二月二十二日

大阪府箕面市西小路三丁目一三番三号

株式会社イワイ

代表取締役　岩井　治子

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一一四六	一	六～七	北海道亀田郡七飯町字大沼町目29番13号211番地　申立人　藤原　巌	北海道函館市美原１丁目２番四号　申立人　竹田　秀樹
一三一	一	終りから二	権利を争う旨の申述の終期　平成24年５月７日	権利を争う旨の申述の終期　平成25年５月７日

（原稿誤り）

（原稿誤り）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十二日付第三四号六　四ページ●同日付政府調達第三四号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）